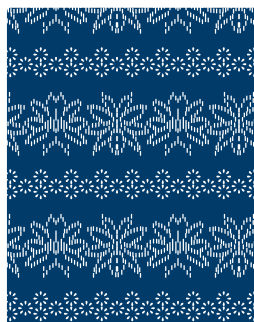
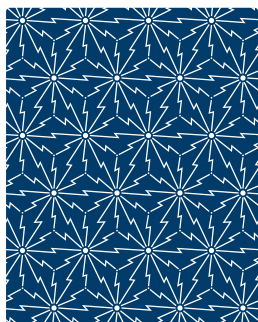




Outdoor Advertisement Guidelines



八尾市 屋外広告物ガイドライン



八 尾 市

目次

1	はじめに.....	1
1-1	屋外広告物ガイドラインの目的.....	1
1-2	本ガイドラインの位置付け.....	1
1-3	八尾市の都市景観における屋外広告物の考え方	2
1-4	本ガイドラインの活用方法.....	2
2	共通の配慮事項.....	3
2-1	設置場所.....	3
2-2	大きさ・高さ	4
2-3	数量	6
2-4	デザイン.....	7
2-5	安全性.....	8
3	種類別配慮事項.....	9
3-1	屋上広告物	9
3-2	壁面広告物	9
3-3	地上広告物	10
3-4	突出広告物	10
3-5	簡易広告物（貼紙、貼札、広告旗、立看板等）	12
3-6	照明等.....	13
4	地域別配慮事項.....	14
4-1	制限区域内	14
4-2	曙川南地区地区計画区域.....	14

1 はじめに

1-1 屋外広告物ガイドラインの目的

「広告」とは、販売のための告知活動のことで、広告を目的として作成するものが広告物です。広告物としては、新聞・雑誌等の印刷媒体、ラジオ・テレビ等の電波媒体、ネオンサイン・広告塔等の定置媒体があります。

定置媒体である屋外広告物は、様々な情報を提供し街の賑わいや活気を演出するなど、私たちの生活に欠かすことのできないものです。しかし一方で、無秩序な屋外広告物の掲出が都市や自然の景観を損ねることもあり、本市の屋外広告物は必要最小限にとどめ、＜1-3 八尾市の都市景観における屋外広告物の考え方＞に即した設置としていただくことが望ましいと考えています。また、適切な維持管理がなされていない屋外広告物は、落下や倒壊の危険性が高まり、人々に危害を与えることも考えられるため、安全な設置が求められます。

これらを踏まえ、本市では、良好な景観の形成や公衆に対する危害防止のために、「屋外広告物法」に基づく「八尾市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の設置を禁止する区域や大きさ・高さの基準等、様々なルールを定めています。

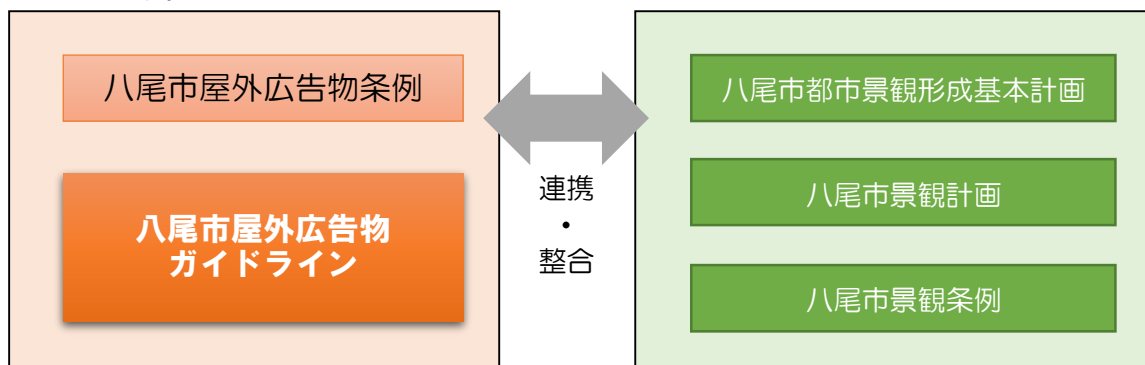
法令を遵守することはもちろんですが、屋外広告物のデザインがさらに質の高いものとなるよう、「八尾市屋外広告物ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインでは、屋外広告物の掲出の際に検討すべき周辺景観への配慮についての考え方や事例をまとめています。

市民・事業者の皆さまにこのガイドラインを積極的に活用していただき、良好な景観形成に寄与する屋外広告物の設置について、ご理解を深めていただきたいと思います。

1-2 本ガイドラインの位置付け

「屋外広告物ガイドライン」は、本市の良好な景観形成のあり方や基本方針等を示した「八尾市都市景観形成基本計画」及び「八尾市景観計画」、「八尾市景観条例」と連携・整合しつつ、屋外広告物の表示・設置に係る規制基準を規定した「八尾市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物がより良好な景観形成に寄与するものとなるためにその表示・設置にかかる誘導基準をとりまとめたものです。



1-3 八尾市の都市景観における屋外広告物の考え方

○まちの魅力を高める屋外広告物

屋外広告物を設置していただく際には、周囲のまちなみや土地利用の状況など、地域の特徴を理解することが景観上大切です。際立たせることだけを目的とするのではなく、まちの個性を活かした節度あるデザインを目指しましょう。

また、地域の住民に好感を持たれる広告物、見た人に「利用してみたい」と思わせるような広告物を掲出し、地域の魅力を高めることは、広告主の企業価値を高めることにも繋がると考えます。

○わかりやすく伝わりやすい屋外広告物

大きすぎる・多すぎる・色づかいが派手すぎる・明るすぎるなど“すぎる”広告物は、本来伝えたい情報をうまく伝達することができません。

利用者を適切に誘導したり、消費者に対して商品やサービスをPRしたりするためには、統一感を持たせ、簡潔でわかりやすい表示とするなどの工夫が必要と考えます。

見る人々の視線を考慮したデザインで、広告物の情報伝達の機能を向上させましょう。

○安全で快適な空間づくりに貢献する屋外広告物

雨や風、強い日差しにさらされる広告物は、見えないところで劣化が進み、落下・倒壊など重大な事故を引き起こす可能性があります。

また、通行の妨げとなる広告物や、通行者の死角をうみだす広告物が、交通事故の原因となることも考えられますので、設置にあたっては、十分な安全対策を行うことが不可欠です。

保守管理の計画に基づく適切な安全点検や補修等を行い、企業の顔となる屋外広告物を安全に長持ちさせましょう。

1-4 本ガイドラインの活用方法

屋外広告物の設置を検討する際には、「八尾市屋外広告物条例」に規定する基準等に適合させるとともに、本ガイドラインの内容をご理解いただき、屋外広告物の設置計画や設計に反映いただきますようお願いいたします。

「八尾市屋外広告物条例」の基準の内容については、『屋外広告物条例のてびき』を参照してください。

2 共通の配慮事項

2-1 設置場所

○玉串川・長瀬川などの水路沿いや、背後の山並みが眺望できる場所、伝統的まちなみが形成されている場所など、広告物を設置する場所の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮しましょう。

○住宅地では、非自家用の広告物は控えましょう。



2-2 大きさ・高さ

○広告物の大きさ・高さについては、以下の区域区分ごとに定めた誘導基準の範囲内で計画しましょう。

○地上広告物については、制限区域にかかる許可基準も遵守してください。

【誘導基準（屋上広告物・壁面広告物）】

区域区分	制限緩和区域	一般制限区域	重点制限区域
	商業地域 近隣商業地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 市街化調整区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
屋上広告物	縦：建物の高さの1/2以内 横：建物の幅の範囲内	縦：建物の高さの1/3以内 横：建物の幅の範囲内	縦：建物の高さの1/5以内 横：建物の幅の範囲内
壁面広告物	表示面積の合計は建築物の各面に対してその壁面面積の1/2以下	表示面積の合計は建築物の各面に対してその壁面面積の1/3以下	表示面積の合計は建築物の各面に対してその壁面面積の1/5以下

（注）用途地域は市ホームページまたは都市政策課で調べることができます。

【誘導基準（地上広告物）】

区域区分		制限緩和区域	一般制限区域	重点制限区域
一般の区域	1面あたりの表示面積	30㎡以内	30㎡以内	20㎡以内
	地上からの高さ	15m以内	10m以内	8m以内
水路軸制限区域	1面あたりの表示面積	10㎡以内	7㎡以内	7㎡以内
	地上からの高さ	8m以内	8m以内	8m以内
道路軸制限区域	1面あたりの表示面積	（非自家用広告物） 10㎡以内 （自家用広告物） 30㎡以内	（非自家用広告物） 7㎡以内 （自家用広告物） 30㎡以内	該当区域なし
	地上からの高さ	10m以内	10m以内	
眺望面型制限区域	1面あたりの表示面積	30㎡以内	（非自家用広告物） 市街化調整区域は7㎡以内 その他は30㎡以内 （自家用広告物） 30㎡以内	（非自家用広告物） 7㎡以内 （自家用広告物） 20㎡以内
	地上からの高さ	10m以内	10m以内	8m以内

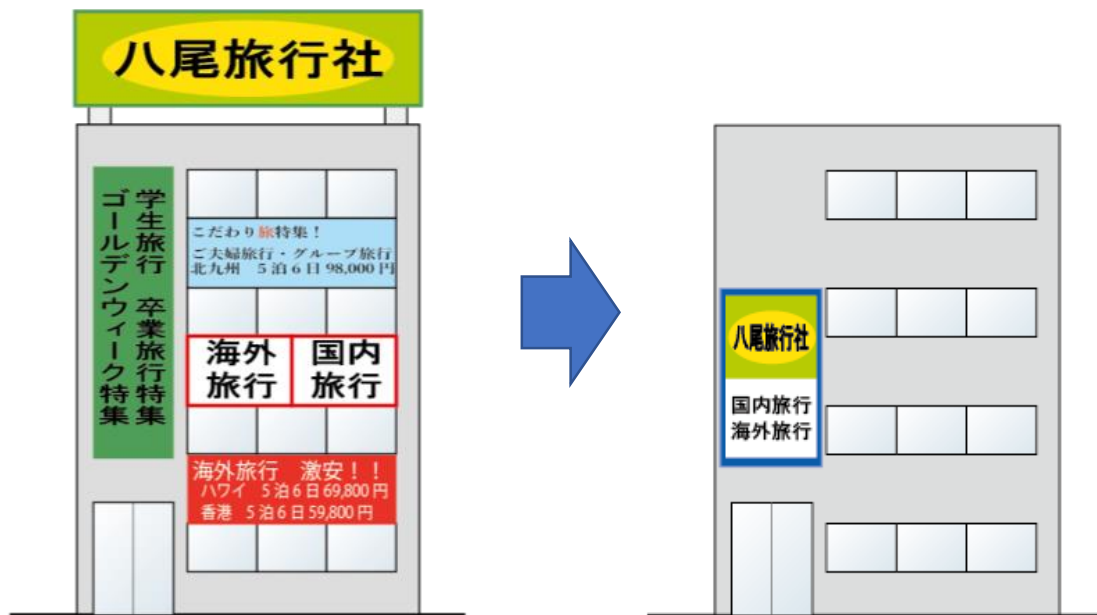
屋外広告物条例 制限区域の位置図



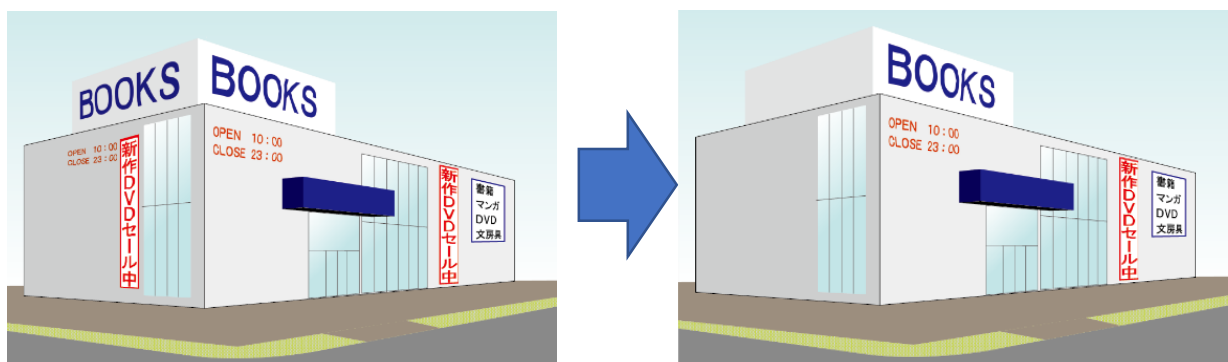
2-3 数量

○表示する情報は、見る人にとってわかりやすいように整理するとともに、必要最小限に留めましょう。

○同じ広告を複数の位置に表示することは避けて、最も効果的と考えられる場所1箇所に集約して表示することにしましょう。

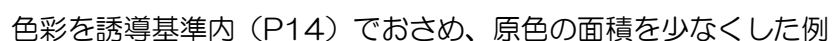
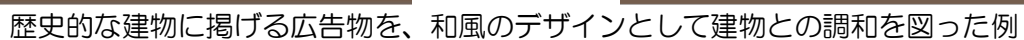
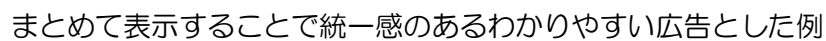


表示する情報を整理して最小限にし、わかりやすい広告とした例。



広告の配置を最も効果的と考えられる正面のみとした例

- 複数の広告物を表示する場合は、できるだけ1箇所に集約しましょう。
- 集約できない場合は、位置や大きさ、高さ、色彩、形状等を揃えるなど乱雑な印象にならないように配慮しましょう。
- 広告物の形状・色彩・素材等は、設置する建築物や周辺のまちなみ等との調和に配慮しましょう。



2-5 安全性

【交通安全への配慮】

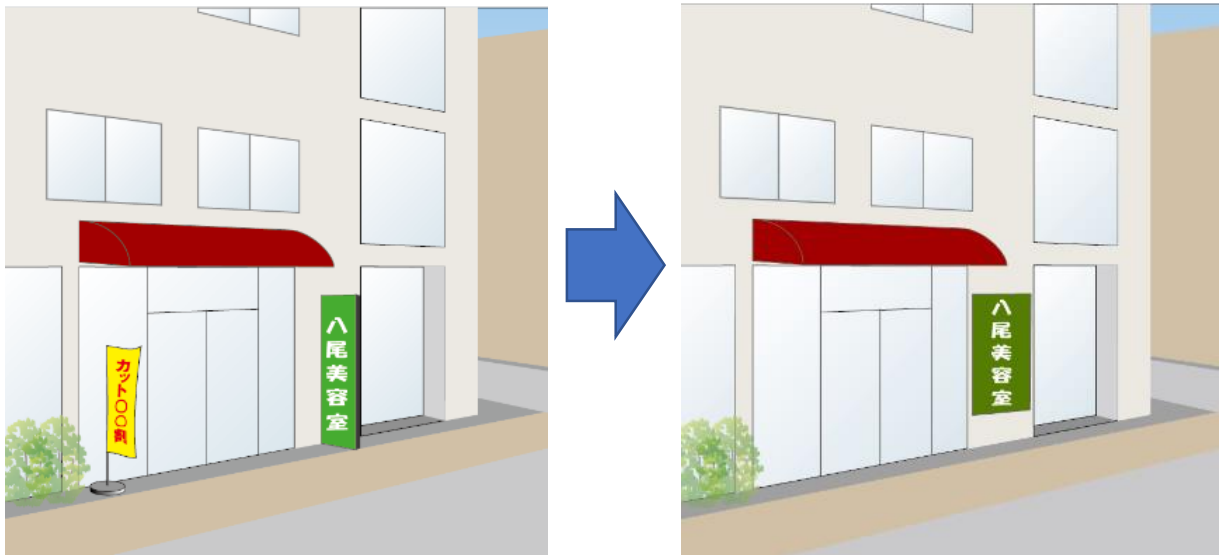
○建物の出入口付近や交差点周辺などの歩行者等の安全性確保が特に重視される場所では、歩行者、自転車、自動車等の通行に支障にならないよう、見通しや安全性に配慮した位置に表示・設置しましょう。

【広告物の安全点検、維持管理】

○広告物の安全性を維持するため、設置前に維持管理計画をつくり、設置する位置や構造等を決めるとともに、定期的な点検を実施しましょう。

○特に、安全性の確保が強く求められる広告物の点検については、屋外広告士などの専門家に依頼しましょう。

○老朽化が進んだものや必要のなくなったものは、速やかに撤去しましょう。



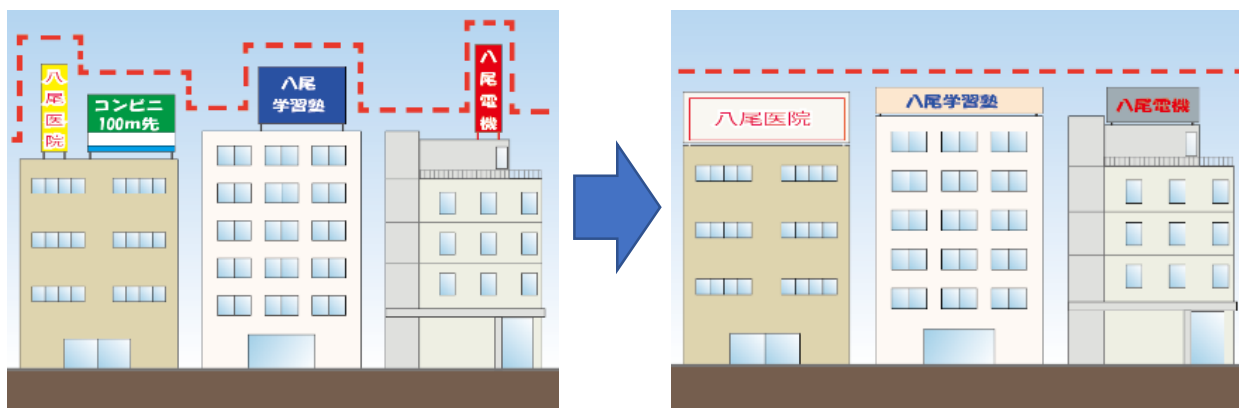
見通しや安全性に配慮した位置に表示・設置した例

3. 種類別配慮事項

3-1 屋上広告物

○屋上に設置する広告物は、建築物と一体的な形状となるようにしましょう。

○まちなみの連続性に確保するため、周辺の建築物等の高さから突出しないようにしましょう。



周辺の建築物等の高さから突出しないようにした例

3-2 壁面広告物

○建築物の壁面に表示する広告物は、その表示を必要最小限に留めるとともに、建築物と一体的な形状、整然とした配置となるようにしましょう。

○派手な原色の使用を抑えるなど、広告物が周囲のまちなみから突出した印象を与えないようにしましょう。

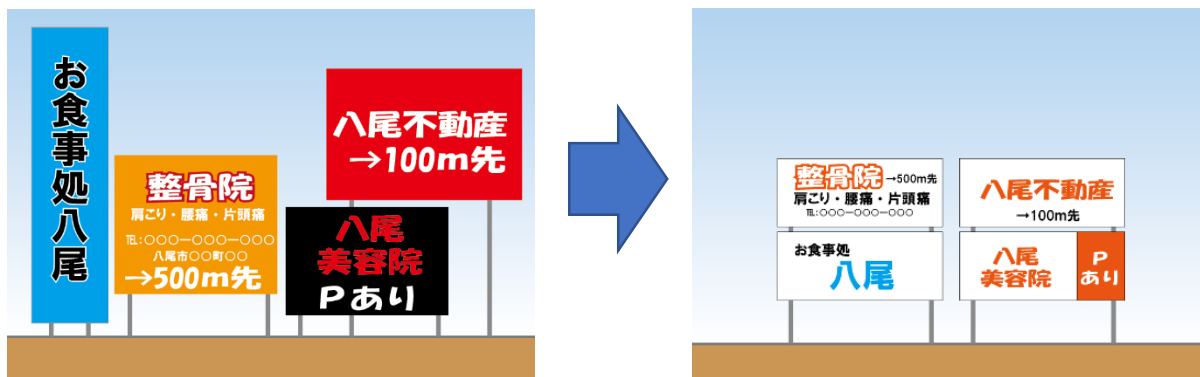


建築物との一体性に配慮しながら必要最小限に留めた例

3-3 地上広告物

○地上に設置する広告物については、歩行者や自転車、自動車等の通行の見通しや安全性を確保できる位置や大きさに配慮するとともに、表示情報は必要最小限に留めましょう。

○複数の広告物を配置する場合は、大きさを揃えて1箇所にまとめるなど集約化を図りましょう。

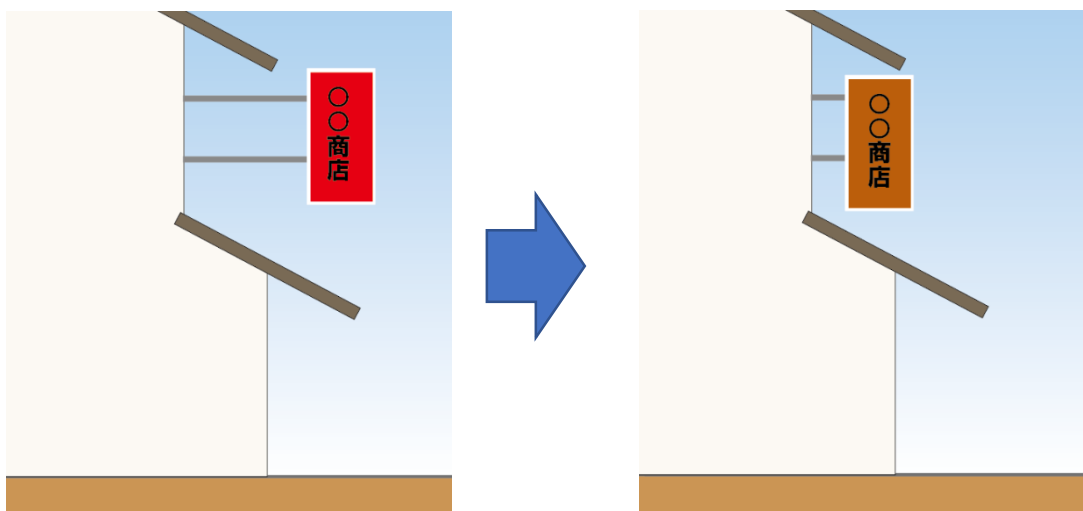


大きさを揃えつつ1箇所にまとめた例

3-4 突出広告物

○突出広告物については、周辺のまちなみの連続性に配慮し、突き出し幅を控えめにするとともに隣接する建物と設置位置や形状を揃えましょう。

○複数の突出広告物を設置する場合は、一つの集合広告物となるように集約化を図りましょう。
(突出広告物の集約化には、あらかじめ建築計画と一体的に検討を行いましょう。)



突き出し幅を控えめにした例



周辺のまちなみの連続性に配慮しつつ、突き出し幅を控えめにした例

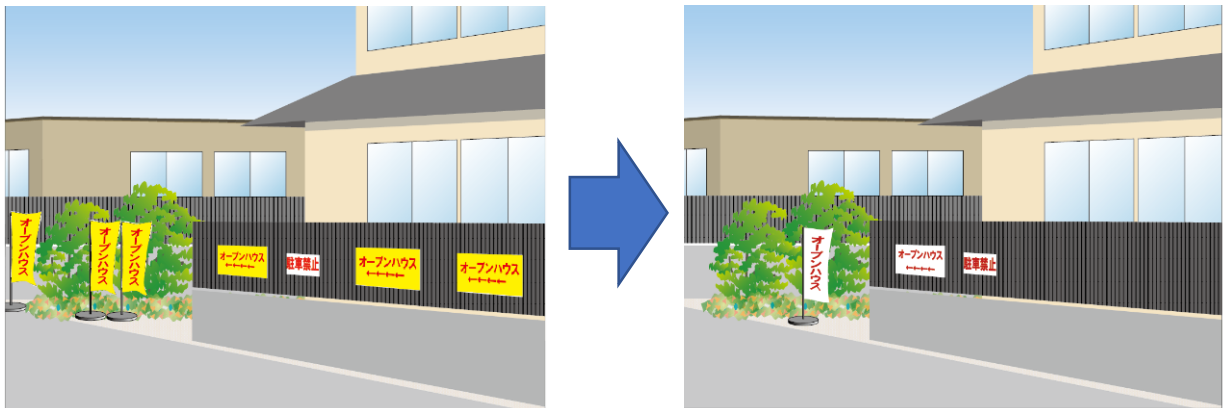
3-5 簡易広告物（貼紙、貼札、広告旗、立看板等）

○貼紙などの簡易広告物については、注意喚起など通行人にとって特に重要な表示が目立つように表示しましょう。

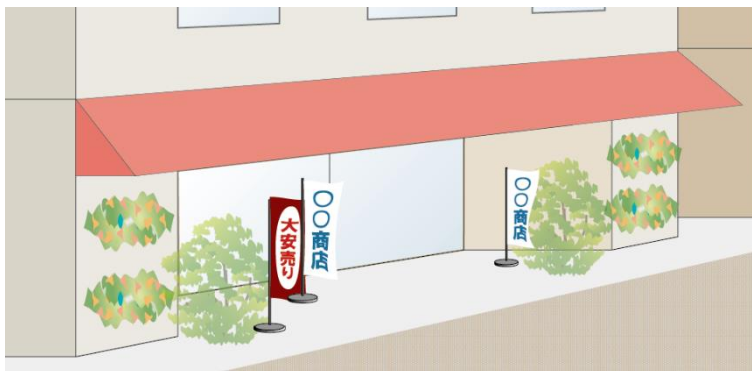
○必要な期間や時間帯のみ表示することとして、同じ表示内容のものは最小限に留めましょう。

○広告旗や立看板等は、歩行の妨げにならないよう道路上には設置せず、敷地内においても道路側にはみ出さないように設置しましょう。

○広告物が不要になったら速やかに撤去しましょう。



同じ表示内容のものを最小限に留めた例



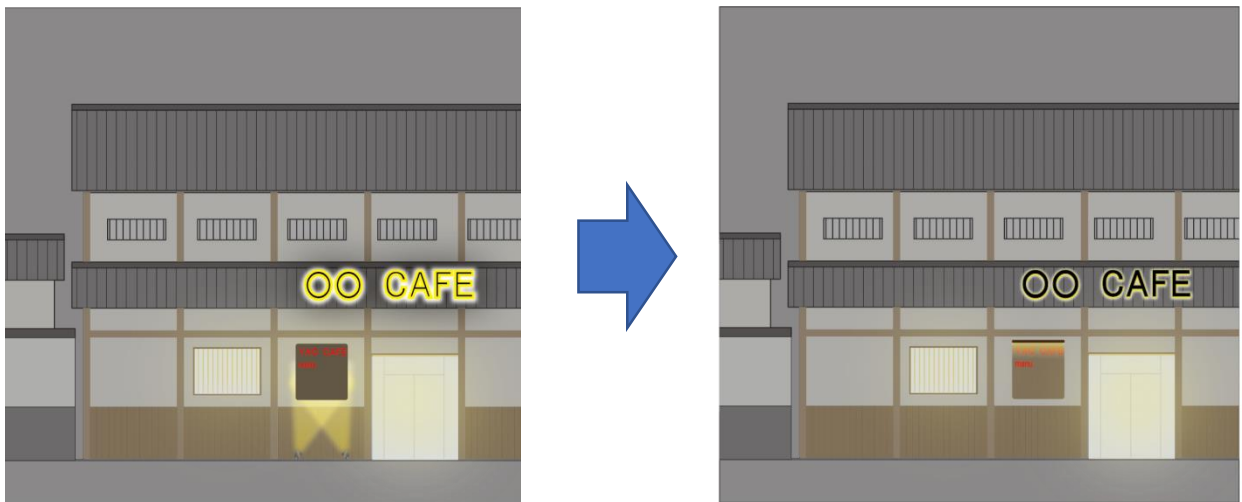
同じ表示内容のものを最小限に留めつつ、歩行の妨げにならないように設置した例

3-6 照明等

○照明を伴う広告物については、過剰な明るさなどで周囲に影響が及ばないよう、周辺環境に配慮した照明方式としましょう。特に、交差点付近では信号機と混同する光色の照明や高輝度な照明は避けましょう。

○点滅灯、回転灯、イルミネーション、サーチライトなどによる過剰な演出は控えましょう。

○デジタルサイネージやプロジェクターによる動画の広告物は、周辺のまちなみと調和しない過度な大きさや高い位置での設置・表示を避け、安全性や周辺に与える影響に配慮しましょう。



周辺環境に配慮するため、明るさを控えめにした例

4. 地域別配慮事項

4-1 制限区域内

○制限区域内における広告物の色彩、色数、掲出数、支柱や枠の色、デジタルサイネージについては、以下に示す誘導基準の範囲内で計画しましょう。

【誘導基準】

要素	対象区域	誘導基準
色彩	水路軸制限区域においては遵守すべき許可基準として、その他の制限区域においては誘導基準として適用する。	・①R（赤）・YR（橙）系の色相：彩度10超 ・②Y（黄）系の色相：彩度8超 ・③その他の色相：彩度6超 ・①、②及び③の色彩の使用面積を、広告物の表示面積の1/2以内とする ※写真・イラストを用いた広告物についても色彩基準への適合を求める。
色数	水路軸制限区域	・白色を含めて4色以内の配色とする
掲出数	すべての制限区域	・屋上広告物は建物1棟につき1個までとする。
支柱や枠の色	水路軸制限区域	・茶系のものとする。
	水路軸制限区域以外の制限区域	・茶系若しくは無彩色のものとする。
デジタルサイネージ	水路軸制限区域	・デジタルサイネージなどの動画広告の設置、表示は控える。

4-2 曙川南地区地区計画区域

○建築物に設置する広告物は壁面広告物を基本とし、建築物と調和した位置、大きさ、デザインのものとしましょう。



八尾市屋外広告物ガイドライン

平成 30 年（2018）3 月策定

平成 30 年 3 月発行

編集・発行 八尾市都市整備部都市政策課

刊行物番号 H29-238

住所：〒581-0003 大阪府八尾市本町 1-1-1

TEL：072-924-3850 FAX：072-924-0207 E-mail:toshiseisaku@city.yao.lg.jp

八尾市ホームページ：<http://www.city.yao.osaka.jp/>

